

「北海道洋上風力推進連携会議」設置要領

第1 目的

本道における洋上風力発電の導入促進に向け、理解促進や機運醸成を図ることを目的に、関係機関等が必要な情報共有や意見交換を行うため、北海道洋上風力推進連携会議（以下「会議」という。）を設置する。

第2 所掌事項

会議の所掌事項は次のとおりとする。

- ① 北海道における洋上風力発電の推進に関すること。
- ② 「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」に係る促進区域指定に向けた理解促進、機運醸成に関すること。
- ③ その他洋上風力推進に必要な事項

第3 構成

会議の構成員は、別表に掲げる関係機関並びに道で構成する。

第4 運営

- (1) 会議は、北海道経済部ゼロカーボン推進局風力担当局長が召集し主催する。
- (2) 会議には、構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。

第5 事務局

- (1) 会議の事務局は、北海道経済部ゼロカーボン推進局ゼロカーボン産業課に置く。
- (2) 会議の庶務は、事務局において処理する。

第6 その他

この要領で定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、事務局が定める。

附 則

この要領は、令和元年11月28日から施行する。

この要領は、令和5年6月1日から施行する。

この要領は、令和6年4月26日から施行する。

別表

北海道洋上風力推進連携会議 構成員

| |
|-----------------|
| 経済産業省北海道経済産業局 |
| 国土交通省北海道開発局 |
| 環境省北海道地方環境事務所 |
| 海上保安庁第一管区海上保安本部 |
| 北海道漁業協同組合連合会 |
| 北海道機船漁業協同組合連合会 |
| 北海道経済連合会 |
| 北海道市長会 |
| 北海道町村会 |

「北海道洋上風力推進連携会議」設置要領
 <新旧対照表>

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>第1 目的 本道における洋上風力発電の導入促進に向け、理解促進や機運醸成を図ることを目的に、関係機関等が必要な情報共有や意見交換を行うため、北海道洋上風力推進連携会議（以下「会議」という。）を設置する。</p> <p>第2 所掌事項 会議の所掌事項は次のとおりとする。 ① 北海道における洋上風力発電の推進に関すること。 ② 「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」に係る促進区域指定に向けた理解促進、機運醸成に関すること。 ③ その他洋上風力推進に必要な事項</p> <p>第3 構成 会議の構成員は、別表に掲げる関係機関並びに道で構成する。</p> <p>第4 運営 (1) 会議は、北海道経済部ゼロカーボン推進局風力担当局長が召集し主催する。 (2) 会議には、構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。</p> <p>第5 事務局 (1) 会議の事務局は、北海道経済部ゼロカーボン推進局ゼロカーボン産業課に置く。 (2) 会議の庶務は、事務局において処理する。</p> <p>第6 その他 この要領で定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、事務局が定める。</p> <p>附 則 この要領は、令和元年11月28日から施行する。 この要領は、令和5年6月1日から施行する。 <u>この要領は、令和6年4月26日から施行する。</u></p> | <p>第1 目的 本道における洋上風力発電の導入促進に向け、理解促進や機運醸成を図ることを目的に、関係機関等が必要な情報共有や意見交換を行うため、北海道洋上風力推進連携会議（以下「会議」という。）を設置する。</p> <p>第2 所掌事項 会議の所掌事項は次のとおりとする。 ① 北海道における洋上風力発電の推進に関すること。 ② 「海洋再生可能エネルギー発電設備の整備に係る海域の利用の促進に関する法律」に係る促進区域指定に向けた理解促進、機運醸成に関すること。 ③ その他洋上風力推進に必要な事項</p> <p>第3 構成 会議の構成員は、別表に掲げる関係機関並びに道で構成する。</p> <p>第4 運営 (1) 会議は、北海道経済部ゼロカーボン推進局ゼロカーボン産業担当局長が召集し主催する。 (2) 会議には、構成員以外の者の出席を求め、意見を聞くことができる。</p> <p>第5 事務局 (1) 会議の事務局は、北海道経済部ゼロカーボン推進局ゼロカーボン産業課に置く。 (2) 会議の庶務は、事務局において処理する。</p> <p>第6 その他 この要領で定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、事務局が定める。</p> <p>附 則 この要領は、令和元年11月28日から施行する。 この要領は、令和5年6月1日から施行する。</p> |

別表 北海道洋上風力推進連携会 構成員
 <新旧対照表>

| 新 | 旧 | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|---------------|-------------|---------------|-----------------|--------------|----------------|----------|--------|--------|--|---------------|-------------|---------------|-----------------|--------------|----------------|----------|--------|--------|
| <table border="1"> <tr><td>経済産業省北海道経済産業局</td></tr> <tr><td>国土交通省北海道開発局</td></tr> <tr><td>環境省北海道地方環境事務所</td></tr> <tr><td>海上保安庁第一管区海上保安本部</td></tr> <tr><td>北海道漁業協同組合連合会</td></tr> <tr><td>北海道機船漁業協同組合連合会</td></tr> <tr><td>北海道経済連合会</td></tr> <tr><td>北海道市長会</td></tr> <tr><td>北海道町村会</td></tr> </table> | 経済産業省北海道経済産業局 | 国土交通省北海道開発局 | 環境省北海道地方環境事務所 | 海上保安庁第一管区海上保安本部 | 北海道漁業協同組合連合会 | 北海道機船漁業協同組合連合会 | 北海道経済連合会 | 北海道市長会 | 北海道町村会 | <table border="1"> <tr><td>経済産業省北海道経済産業局</td></tr> <tr><td>国土交通省北海道開発局</td></tr> <tr><td>環境省北海道地方環境事務所</td></tr> <tr><td>海上保安庁第一管区海上保安本部</td></tr> <tr><td>北海道漁業協同組合連合会</td></tr> <tr><td>北海道機船漁業協同組合連合会</td></tr> <tr><td>北海道経済連合会</td></tr> <tr><td>北海道市長会</td></tr> <tr><td>北海道町村会</td></tr> </table> | 経済産業省北海道経済産業局 | 国土交通省北海道開発局 | 環境省北海道地方環境事務所 | 海上保安庁第一管区海上保安本部 | 北海道漁業協同組合連合会 | 北海道機船漁業協同組合連合会 | 北海道経済連合会 | 北海道市長会 | 北海道町村会 |
| 経済産業省北海道経済産業局 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 国土交通省北海道開発局 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 環境省北海道地方環境事務所 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 海上保安庁第一管区海上保安本部 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 北海道漁業協同組合連合会 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 北海道機船漁業協同組合連合会 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 北海道経済連合会 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 北海道市長会 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 北海道町村会 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 経済産業省北海道経済産業局 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 国土交通省北海道開発局 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 環境省北海道地方環境事務所 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 海上保安庁第一管区海上保安本部 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 北海道漁業協同組合連合会 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 北海道機船漁業協同組合連合会 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 北海道経済連合会 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 北海道市長会 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 北海道町村会 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |